

面で「グレーゾーン」と思われる児童との回答があった。クラス全体の運営において、そうした児童への配慮は重要で、職員として日頃より意識しているところであるが、必ずしも十分にケアニーズを満たすことができていないとの認識も示された。

③ 制度上の課題

3つ目のカテゴリーは「制度上の課題」となった。これを形成する概念の1つ目は「公立私立の雇用の違い」である。今回の調査では公立と私立の両方の保育所でインタビューを実施したが、それぞれにおいて雇用のあり方が異なるとの認識が示された。一例としては、公立の施設の職員が公務員として一応の身分上の「保障」がある、との見解が示されており、これに対して私立では個人の「契約」という側面があり、このことが業務にも影響するものであるとの意見もあった。

これに関連することで公立の施設の「転勤制度」についても意見が出された。ここでは、公立の施設の職員自身が感じているメリット・デメリットの両方が述べられた。メリットとしては、様々な保育所の勤務をすることによって、施設の職員のクオリティが「均一」に保たれることだという見解が複数聞かれた。一方、デメリットとしては、子どもや保護者、さらには、その地域の特性について、理解が深まり、保護者や他機関担当者との関係性が良好に築けてきた時点で異動になるなど、長年にわたり定着することで得られる利点が損なわれることへの問題意識もあり、総じて、どちらが良いとも言えないとの見解が顕著であった。

また、一部の調査協力者の中からは、人員の配置基準に関する言及もあった。全体的には、基準についての柔軟性を求める意見として述べられていた。例えば、0歳児における3対1という基準については「厳しい」「無理」との意見が示された。また、同じく基準に関することで、2歳児6対1だったものが、年度が変わる3月31日から4月1日の間の一日を境に20対1となる点などが、現場を担う職員としての立場から、非常に厳しいものであることがインタビューの中で強調されていた。

研修に関する内容も、それぞれの施設のインタビューの中で語られた。私立の保育所では、研修に関しても公的な制度の枠組みの中で整備してほしいとの意見が述べられた。この施設では、日常の業務のため、職員が研修に参加することが難しく、大方の場合、職員自身が休暇等を利用して研修に出ているとのことだった。同様のことが公立の施設でも聞かれた。研修の内容について、どのようなものに学習ニーズがあるかを尋ねたところ、目立ったものとしては、障害に関する基礎知識が挙げられた。

④ ある程度機能している取り組み

次に4つ目のカテゴリー「④ある程度機能している取り組み」についてみていく。第一に、他の機関との連携について施設毎に様々な事情が語られた。これについても、実情としては、うまく行っている部分と行っていない部分が存在しているものと思われる。

うまく行っている部分としては、例えば看護師が勤務する保育施設では、看護師の働きが施設の中で非常に有効であるとの意見が述べられた。具体的な働きの内容としては、細菌やウイルスの感染に対しての情報の伝達や予防の取り組み、けがへの緊急対応などが述

べられた。看護師が専用の出席簿によって普段から子どもの健康管理に当たっているという施設もあった。健康関連では、保護者への対応として、嘱託医を紹介するなど、連携している専門機関につなぐ取り組みも、それぞれの施設で有効に行われていることが語られた。

保育に直接関係する内容として、複数の施設で聞かれたことに「フリーの保育士」が挙げられる。これも、内容としては施設によって異なるが、担任を受け持たない「フリー」の職員を設けたことが業務全体の円滑化にとって大きかった、という部分と、その意義は十分に認識していながら現状がそうならないことに対する危惧、との双方がみられた。また、今回インタビューを実施した放課後児童クラブでは、隣接している小学校との連携が、クラブの運営において役立っていることが述べられた。

⑤ 保育の特性

今回のインタビュー調査では「保育所が行う保育とは」という点について、それぞれの施設の考え方についても尋ねてきた。これについてまとめたものが5つ目のカテゴリーの「保育の特性」である。構成概念の一つとして「一人ひとりに異なる接し方」がある。これは、今回インタビューをした保育所・放課後児童クラブにおいて頻繁に語られたところのもので、子ども一人ひとりの個性に応じて保育・教育の在り方が異なってくるとの考えである。細かく口述をみていくと、行動レベル・計画レベル・ケアレベルの3つの水準が確認された。第一の行動レベルは、例えば他の子ども達が園庭での活動をしているときに、1人の子どもが室内での作業に没頭している状態などを指しており、保育者として、状況・個性を見定めた上で、個々の児童にとってもっとも望ましい行動を考え、それを保育において実践していくこととなる。計画レベルでは、そうした個々の子どもの個性を保育の長期的計画において十分に考慮し、保育者による個々の児童との関わり方の一つひとつが検討されていくことである。最後のケアレベルでは、同じような要求をする児童に対しても、保育者としてのケアの仕方は、それぞれ異なってくるとを示している（インタビューの中では、例として、遊び場で擦り傷・出血した子どもに対して、簡潔に応急処置をすれば落ち着く子どもと、もう少し時間をかけて接することでようやく落ち着く子どもとの違いなどが挙げられた）。

あわせて、こうした個性を重視する保育・教育に関しては、短期間では必ずしも成果として現れないことが、インタビューの中でしばしば強調されたところであった。これが2つ目の概念「時間のかかる個性を大切に教育」として抽出されたものである。これに関連する口述の中では、一斉教育の中で文字を覚える、といったスタイルを例に挙げて、幼児期の教育としては、本を読む、名前を読む、など、個々の生活の場面の中で文字を学んでいく取り組みこそ、より力を注ぐ必要がある、との意見も示された。

これに関連して、短期間で成果が出るものではないがゆえに、外部機関によるその評価も容易ではないとの見解が示された。このような意味から、ある調査協力者は、短時間によって保育の実践の評価をすることで、本質的な内容を見落としてしまう可能性を述べていた。

⑥ 社会の変化／家庭の変化

さらにインタビューでは、過去と比較しての近年の保育・教育現場における特徴・変化について、様々な口述があった。これを第6の категория「⑥社会の変化／家庭の変化」としてまとめた。

第一に、保育の長時間化と、それがもたらした業務形態の変化が挙げられている。それらは、例えば「ゆとりのなさ」などの言葉で語られた。このことは単に職員の忙しさ・疲労に限ることではなく、当の子どもにとっても、長時間によって疲れがでてくることなどが指摘された。

第二に、家庭の変化、とくに親を中心する家庭のライフスタイルの変化が指摘された。具体的には、就寝時間や朝食などの習慣の不規則化、そして、そのことが登園後の児童の行動に現れているとし、対応する保育者の仕事自体が過去と比較して複雑化しているとの口述があった。こうしたライフスタイルの多様化は、保護者からの要望の多様化として顕在しているとのことであった。具体的には、例えば午睡についても、「絶対にさせてください」という要望があれば、他方で、「夜寝なくなってしまうから午睡はさせないでください」という要望があるように、保育所としての対応が複雑化している状況が述べられた。また、保護者が就労後に帰宅した後、子どもからの様々な問いかけや要求に、なかなか応えられなくなってきており、「家庭としての機能が低下している」との意見もあった。

さらに、父親・母親の子育てに対する姿勢の変化も一部で指摘された。ある調査協力者によれば、男性が以前に比べて子育てへの参加の度合いを増してきたことによって、以前の父親とは異なる様相を呈し始めているという。例えば、子ども同士のけんかで、けががあったような場合に、以前は女性（母親）としての価値観と男性（父親）としての価値観に、ある程度明確な違いが感じられたが、近年では、それが同質化しているのではないかと、との意見が示された。

⑦ 一体化へむけての考え

抽出された第7の categoriaは「⑦一体化へむけての考え」である。インタビューの中では、それぞれの種別の保育施設における負担感・ケア時間・人員体制について尋ねたが、これらの質問に対する回答の中には、幼保一体化に関連するものがみられた。

調査協力者の多くは、幼保の間で、最終的に幼児教育として目指すゴールには違いはないとしながら、一方で、異なる制度枠組みのもとで長年業務が実践されてきた中で、蓄積された根本的な相違点についても言及した。以下、その相違点の具体的な内容について述べていく。

第一に、就労する保護者のニーズによって、その時間の保育を担う、という保育所の性格について、複数の調査協力者が挙げていた。このことは、それぞれの施設の行事運営にも影響するという。具体的には、発表会などの行事で、幼稚園側としては、保護者にみてもらいたいという思いから土日に実施するところが少なくない一方で、保育園にとって、土日に実施して平日に代休を設けることが、就労する保護者にとって必ずしも望ましくない、との指摘もあった。

また、幼稚園では、「学級」「クラス」をベースに集団の活動が中心的に営まれる、との

意見が示された。その集団活動の基底には、各幼稚園の教育方針が土台となっており、この方針について入園前に保護者との間で相互に理解しあうことが前提となっているところが特徴である、との口述もみられた。

このように、制度的枠組みに由来する相違点が指摘された一方で、各施設の職員からは「親の事情が違ってても子供の育ちへの支援は同じであるべき」との認識も強調された。こうした意見の中では、親の状況によって子どもが受ける保育・教育が異なってくる事態は十分に検討しなおす必要があるという語りもあり、また、小学校に入学する時点で、受けてきた保育・教育が異なっているという状況も見直さなければならないという意見も含まれていた。

さらに、一部の調査協力者からは、幼児期から就学後まで、一貫した教育指針が打ち立てられる必要があるとの意見も示された。すなわち、心理面、集団生活面、コミュニケーション面など、現状では幼児期と小学校とで必ずしも系統的に一貫した指針がみられない、というのが、ここで強調されたことであり、一体化へ向けて、そうした大本の検討がなされるべき、というのが当該発言の趣旨と考えられる。

また、上記とは別の観点から、保護者の育児休暇の充実が望まれるとの意見も示された。こうした意見においては、現在の改革路線が、就労する保護者に代わる保育のサービス提供を充実させることに主眼が置かれていることが指摘され、そこばかりが追求されていった場合の保育所の担うべき負担の増大について危惧の念が示された。同時に、乳児期に保護者が子どもの保育に向き合えるような支援の方向性、たとえば育児休暇の充実・拡大などもあるのではとの問題提起がなされた。

また、細かな部分では、いわゆる「連絡ノート」に対する考えが示された。すなわち、保育所等では午睡の時間を利用して連絡ノートが記入されることが少なくないという認識、そして、午睡の無い幼稚園では、職員が連絡ノートの記入に当てる時間を他に確保するのが困難で、どうしてもこれを実行しようとする、その分、保育が止まってしまう、との意見も出された。

こうして、幼保をめぐって、保育・教育として一つの一貫した指針を打ち立てる必要を述べる一方で、既存の制度的枠組みのちがいに由来する様々な相違点が示された。

D. 考察

抽出された各カテゴリーの相互の関係を考察する作業の中から、各カテゴリーの性質に応じて、以下のとおり類型化がなされた。第一に、現場での実践に係るもの（①職員の負担感の内容、②現場が抱える問題、④ある程度機能している取り組み）、第二に、社会状況や制度に係るもの（③制度上の課題、⑥社会の変化／家庭の変化）、第三に、理念・考え方に係るもの（⑤保育の特性、⑦一体化へむけての考え）である。（図1参照）

図が示すとおり、「⑤保育の特性」は「⑦一体化へむけての考え」の土台となり、大きく影響しているものと考えられる。特性に対する各種別の施設職員の認識が、実際の現場実践のみならず、新しいシステムに対しての受けとめ方を左右するものとなっている。実践のうち「①職員の負担感の内容」については、既に述べたように、子どものケアに直接か

かわる部分以外での、職員間の関係や、時間的なゆとりのない中でのタイムマネジメントに起因するものが確認された。「②現場の抱える問題」に括られる内容は、子どもに直接関わらない内容ではあるものの、日々の保育・教育の実践の中では必須の業務と認識されているもので、その重要性については職員個々が意識していながら、現状の業務の枠組みの中では他の業務にプライオリティが高く置かれ、結果的に充実が困難となっているものと考えられた。

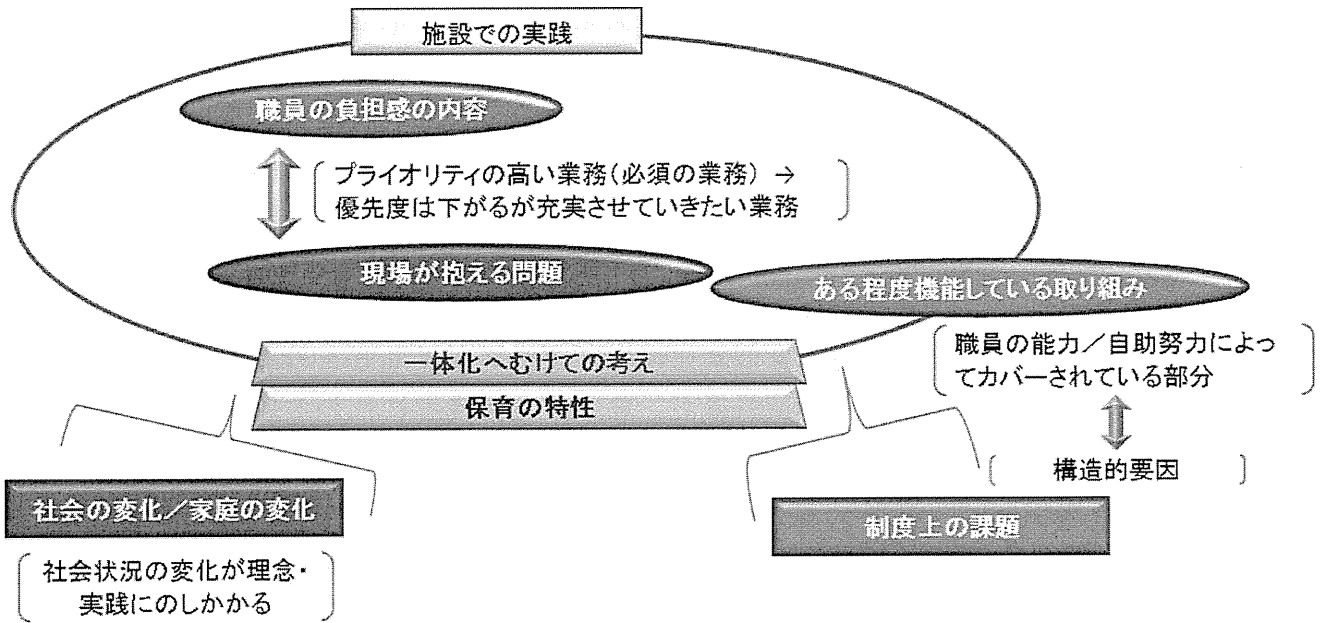


図1 カテゴリー間の構造

こうした現場での困難に影響するものとして「③制度上の課題」を位置づけることができる。転勤の制度や、公立と私立との雇用の違いなど、必ずしもマイナス面ばかりが語られたわけではないものの、実現が困難になっている課題の構造的要因と位置づけることができるだろう。他方、施設内で取り組まれている実践の中で、「④ある程度機能している取り組み」については、小学校との連携や、各種の専門機関につなぐ働きなど、全てではないにしても（少なくとも今回のインタビュー調査をみる限りでは）職員同士の自助努力や個人の能力によってカバーされている状況がうかがえた。

こうして、理念が基盤となっておこなわれている施設での実践については、制度上の課題が影響して実現が困難になっている部分と、その中で、自助努力/個人の働きによってカバーされている部分とがみられた。

もう一つ重要な点は、今回の調査協力者の語りにおいて、しばしば述べられたところの「⑤社会の変化/家庭の変化」である。家庭におけるライフスタイルの変化や、就労のあり方の変化が、過去と比較して子どもの日常生活に変化を生じさせているとの考えがインタビューにおいて顕著であった。また、一部では複雑な家庭状況が子どもの発育に影響したり、これに対応するために各種機関が協働していく必要性が増大したりしてくると、その一翼を担う機関として、保育施設の果たす役割が、ますます大きくなっているとの認識が、現場担当者の中では根強くみられた。

このように、社会状況の変化は、保育施設として何を担っていかなければならないか、という理念に影響し、ひいては、施設内の実践に大きくのしかかるものとしてあることがうかがえた。

E. 結論

① 振り返り・検討の時間の確保

今回の調査協力者の語りにおいて、保育の長時間化が勤務シフトの多様化をもたらし、そのことが「全員揃っての会議が持てない」との問題に至っていたことは、重要な点であると考えられる。職員らの述べた負担の要因は「時間のゆとりがない」という意見に象徴されるように、タイムマネジメントに係るところが大きい。多くのことが要求される子どもへのケアと同時に、日々の実践を同僚とともに振り返り、検討し、整理していくことが不可欠であるが、シフトが多様化し、職員が集まっての検討の場を持つことが困難となっている。

こうした点からも、職員の業務の質の向上と負担の軽減に向けて、業務の振り返り・検討の場の確保を促していく方策を整えていくことが急務であると考えられる。今回の調査において複数の協力者から、「ただ人を増やせばいいということにはならない」との指摘があった。この背景には「人員を増やすことが、検討の場の確保に繋がるように配慮されなければ意味がない」という現場担当者の考えがあるものと思われる。

これは、「転勤制度により現場のスタッフが変わることにともなって、職員間での調整・すり合わせが必要となる」との指摘にも関わってくる。前述のとおり、職場内の人間関係の調整が困難であるとの意見が示されたが、直接子どもに接する業務から一時的に離れ、こうした調整業務に一定の時間を確保できる仕組みが何らかの形で整えられれば、この点における「負担」についても解消の可能性もあるものと思われる。

考察パートで触れたように、保育施設であるがゆえに子どもへのケアにプライオリティが置かれる現場の状況において、振り返り・検討の機会は現状では専ら職員らの自助努力によって保持されていることが（少なくとも本調査の範囲において）示唆された。こうしたことから、負担の構造を十分に分析しないまま、子どもへの直接ケアの部分のみを単純に補うような人員補強のあり方では、負担の構造の解消に寄与しなくなる可能性も考えられ、改めて検討すべき点であると考えられる。

② 多様化するニーズへの対応状況の精査

さらに、今回の調査協力者の口述において、社会の変化／家庭の変化が、「保育施設の果たす役割」に対する意識を変容させている点も検討を要する。ライフスタイルが変化し、保護者のニーズが多様化している状況に対し、現場の職員は、それに対応していくことが務めであるとの認識を示していた。「問題を抱えている保護者に対応し、地域の各種機関と連絡を取り合っていくことを、保育と切り離していくことができない」、との認識はインタビューの中で顕著にみられたところであった。一方で、そうした「変化」への対応は、「現状では、日々の業務に追われ必ずしも充足しきれていない」、との認識もあった。

こうした点からも、他機関との連携や保護者へのケアも含め、各種の保育施設の役割・位置づけについて整理をし、現状では脆弱となっている業務部門を明らかにしていく取り組みは、第一に取り組まれるべき課題であると考えられる。その上で、それらの業務を既存の人員体制によってカバーできないということであれば、その部門をいかにして補強可能となるかの検討が求められるであろう。

なお、ここでも重要な点は、前項と同様に、多様化するニーズに対応するために新たに連携体制が構築されるのであれば、その構成員が適切に協議をおこなう場／時間が保たれる仕組みであると考えられる。保護者や地域社会のニーズに対応するために、新規に補強されたヒューマンリソースが既存の人員体制との間で分断されるような事態を念頭に置いて、今後の方策を検討していく必要がある。

引用文献

- (1) Corbin J and Strauss A (1990) Grounded theory research: Procedures, canons, and evaluative criteria. *Qualitative Sociology* 13(1): 3-21.
- (2) Glaser BG and Strauss A (1967) *The Discovery of Grounded Theory: Strategies for Qualitative Research*. New York: Aldine.
- (3) 少子化社会対策会議 (2011) 子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて. 内閣府.

F. 健康危機情報

なし

G. 研究発表

なし

Ⅲ－３．厚生労働科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）
分担研究報告書 3

「保育の質」向上に向けた指標開発およびその関連要因の評価に関する研究

研究分担者 安梅 勅江 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授

保育実践における知恵を束ねて初年度に開発した「保育環境チェックリスト」（資料 1、資料 2）を用いて、「良質な保育」の関連要因を明らかにした。保育の質を高める専門技術に焦点を当てた研修の継続的な実施が、「保育の質」向上に向けて効果のあることが明らかにされた。

A. 研究目的

保育の質の向上に対する社会的な要請は高まるばかりである。なぜなら血縁、地縁の崩壊等、社会情勢の変化に加えて、多様化する保育ニーズに対応した専門性が期待されるからである。今や保育園には、従来からの保育機能に加えて、地域子育て支援、虐待予防、卒園後の継続支援、保護者への専門相談、子育て支援の連携コーディネーターなど、多様な子育てニーズに対応できる高い専門性が求められている。

少子高齢化が進行する中、すべての子どもの養護と教育の機会を包含した「保育の質」向上を図る具体的な方法が喫緊の課題である。質の高い保育を継続的に提供するためには「保育の質」評価、すなわち科学的な根拠に基づいた「保育の質」評価の基準の開発が必須である。利用者の園選択に資するとともに、保育士の専門性向上のための養成研修、保育環境の整備にきわめて重要な役割を果たすものである。

一方、いわゆる気になる子どもや保護者が増加する中、地域の施設機関や他の専門職、インフォーマルなサポート団体、住民などと連携をとりながら、チームとして活動する機会も少なくない。日々のかかわりの中で対応できる強みを生かし、保育の質に関する「説明責任」を果たしながらプロとしての専門技術の向上が必須となる。

本研究は、3年間をかけてさまざまな角度から「良質な保育」の根拠となる情報を体系的に整理し、「保育の質」向上に向けた指標開発およびその関連要因を明らかにすることを目的としている。

平成 23 年度研究においては、平成 22 年度に開発し信頼性と妥当性、実効性を検証した保育の質評価のための指標である「保育環境チェックリスト」を用い、「良質な保育」の関連要因を明らかにすることを目的とした。

B. 研究方法

1. 対象

対象は、「仕事と子育ての両立を支援するサービスの連続性と整合性並びに質の評価に関する基礎的研究」の参加に対し、同意が得られた 18 園である。

2. 方法

平成 23 年 1 月～6 月に、質問紙を用いた郵送調査を実施した。調査に用いた保育環境チェックリストは、保育に携わる専門職の実践の知恵を束ねた「実践知の体系」として、平成 22 年度に本研究で開発した指標である。下位尺度は「子どもの全体像を捉える」34 項目、「家族の全体像を捉える」20 項目、「子どもを取り巻く望ましい環境」87 項目、「関係機関との連携を強化する」32 項目の 4 領域 173 項目で構成される。

3. 分析方法

保育園の特性を、継続的な保育の質向上のための研修の有無、都市規模で分類して、保育環境チェックリストとの関連を検討した。保育の質向上のための継続的な研修の未実施園（以下、研修未実施群とする）13 園、実施園（以下、研修実施群とする）5 園、人口 50 万人未満の都市に立地する園（以下、中小都市群）が 8 園、50 万人以上の都市に立地する園（以下、大都市群）が 10 園であった。

分析は、保育環境チェックリストの各項目に対し、1. 実施していない、2. 実施している、3. 今後実施する予定、4. わからないで回答をもとめ、「実施している」を 1 点、それ以外を 0 点として加算し、領域ごとの得点を算出するとともに、全体の合計得点を「保育環境」得点とした。

4. 倫理的な配慮

調査実施の際には、あらかじめ調査の目的と内容を書面で説明し、同意を得て実施した。また分析の際には、園の情報部分の ID 化処理を行い、結果の公表や報告では園名が特定できないよう配慮を行った。

なお本調査は、筑波大学医学医療系倫理審査委員会の承認を得ている。

C. 結果

1. 対象の属性

対象園の保育環境得点を、表 1 に示す。

各々中央値は、「子どもの全体像を捉える」32.5 点、「家族の全体像を捉える」19.0 点、「子どもを取り巻く望ましい環境」82.0 点、「関係機関との連携を強化する」27.5 点であった。

表 1 対象園の保育環境チェックリスト得点

項目	カテゴリー	n	満点	中央値	25パーセン タイル値	75パーセン タイル値
保育環境	全体	18	173	158.0	147.0	168.0
	子どもの全体像を捉える	18	34	32.5	28.0	33.0
	家族の全体像を捉える	18	20	19.0	17.0	20.0
	子どもを取り巻く望ましい環境	18	87	82.0	78.0	85.0
	関係機関との連携を強化	18	32	27.5	21.0	31.0

2. 研修の有無別、保育環境チェックリスト得点の比較

研修未実施群と研修実施群で保育環境チェックリスト得点を比較した結果を表2に示した。

「保育環境」および各領域得点すべてについて、研修実施群の中央値が高い値を示した。Mann-Whitney の U 検定を行った結果、「保育環境」「子どもの全体像を捉える」「子どもを取り巻く望ましい環境」「関係機関との連携強化」で有意な差が認められた。

表2 研修実施園別の保育環境得点の比較

項目	カテゴリー	研修未実施群				研修実施群				P
		n	中央値	平均 ランク	順位和	n	中央値	平均 ランク	順位和	
保育環境	全体	13	152.0	7.3	95.0	5	171.0	15.2	76.0	0.006
	子どもの全体像を捉える	13	31.0	7.5	97.5	5	34.0	14.7	73.5	0.011
	家族の全体像を捉える	13	19.0	8.0	104.5	5	20.0	13.3	66.5	0.055
	子どもを取り巻く望ましい環境	13	81.0	7.4	96.0	5	85.0	15.0	75.0	0.008
	関係機関との連携を強化	13	22.0	7.7	99.5	5	31.0	14.3	71.5	0.020

3. 都市規模別の保育環境チェックリスト得点の比較

中小都市群と大都市群で保育環境チェックリスト得点を比較した結果を表3に示した。

「保育環境」および各領域得点すべてについて、大都市群の中央値が高い値を示した。Mann-Whitney の U 検定を行った結果、「家族の全体像をとらえる」で有意な差が認められた。

表3 都市規模別の保育環境得点の比較

項目	カテゴリー	中小都市群				大都市群				P
		n	中央値	平均 ランク	順位和	n	中央値	平均 ランク	順位和	
保育環境	全体	8	151.0	7.7	61.5	10	164.0	11.2	109.5	0.213
	子どもの全体像を捉える	8	29.5	7.8	62.0	10	33.0	10.9	109.0	0.223
	家族の全体像を捉える	8	17.5	6.1	48.5	10	20.0	12.3	122.5	0.012
	子どもを取り巻く望ましい環境	8	81.0	7.9	63.0	10	83.5	10.8	108.0	0.264
	関係機関との連携を強化	8	24.0	8.2	65.5	10	28.5	10.6	105.5	0.373

D. 考察

本研究では、全国の保育を利用する子どもと保護者のニーズを把握するとともに、保育に携わる保育士、栄養士、看護職、施設長から意見や実践の工夫などを収集し、初年度に開発した「保育環境チェックリスト」を用いて関連要因を分析した。

保育の質向上のための研修を継続して行っている園は、保育環境チェックリストの得点が有意に高かった。研修の実施が「質の高い保育とはなにか」を考えるきっかけとなり、その継続により専門職の意識向上、園全体での環境整備につながると考える。

また、大都市群が中小都市群よりやや高い中央値を表したものの、「家族の全体像をとらえる」以外は有意な差は認められなかった。人口規模に関わらず、園や専門職ひとりひとりの保育環境への意識、良質な保育への取り組みが重要であることが示唆された。

「保育の質向上」の継続的な展開には、質の高い保育に関する利用者の声を反映させた保育専門職チームの「共通理解」が必須である。本チェックリストをひとつの基準として、

「質の高い保育」を科学的な根拠とともに示すことにより、利用者や他の専門職を含めた共通理解につながる。

なお本研究は対象園数が少ないため、今後さらに園数を増加し、さまざまな関連要因を検討する必要がある。

E. 結論

本研究では、「保育の質」向上を意図して開発した「保育環境チェックリスト」を用いて、「良質な保育」の関連要因を研修の有無や園の立地環境に着目して検討した。

研修を継続して実施している園が実施していない園より保育環境の得点が高いことが示された。園や専門職ひとりひとりの保育環境への意識向上、良質な保育への継続的な取り組みが期待される。

F. 研究協力者

田中裕（大宝保育園）、酒井初恵（小倉北ふれあい保育所）、宮崎勝宣（路交館聖愛園）、小林昭雄（みのり保育園）、篠原亮次、杉澤悠圭、難波真由美、田中笑子、富崎悦子、渡辺多恵子、恩田陽子、徳竹健太郎、望月由妃子、川島悠里、松本美佐子、杉田千尋、童蓮、澤田優子、平野真紀、森田健太郎（筑波大学大学院）

G. 研究発表

1. 論文発表

- ① Anme T, Shinohara R, Sugisawa Y, et.al. Gender differences of children's social competence development from eighteen month to seven-year-old using interaction rating scale (IRS) *Psychology of Gender Differences*, 2012, 59-66
- ② Tanaka E, Tomisaki E, Anme T. et.al. Relationship between early mother-child interaction and children's social competence development at 42 months old : A longitudinal perspective *Japanese Journal of Human Science of Health-Social Services*, 2011, 18(1), 69-76
- ③ Akiko Maruyama, Tokie Anme, Eiko Suzuki. Factors related with child developmental outcomes in centre-based care-focusing on maternal stress. *Medicine and Biology*, 2011, 155(8), 495-501
- ④ 望月由妃子, 篠原亮次, 安梅勅江他. 虐待予防に向けた保育園における早期発見・早期支援に関する研究 子どもの虐待とネグレクト, 2012, 13(2), 284-292

2. 学会発表

- ① Tokie Anme. Results from various cohort studies in the JST Brain-Science & Education program, *International Mind, Brain, and Education*, 2011, San Diego
- ② 徳竹健太郎, 酒井初恵, 安梅勅江. 保育園を利用する 3 歳児の特徴 — 育児環境の実態から —, 日本保育学会第 64 回大会, 2011, 東京
- ③ 望月由妃子, 田中笑子, 安梅勅江他. 虐待に関連する養育者の特徴から虐待への移行を予防する親支援に関する研究, 第 70 回日本公衆衛生学会総会, 2011, 秋田

- ④ 篠原亮次，杉澤悠圭，安梅勅江他．幼児期の社会性発達軌跡の評価に関する研究－改訂版就学前児社会スキル尺度の開発－，第70回 日本公衆衛生総会，2011，秋田

資料1 保育環境チェックリスト

I 子どもの全体像を捉える

大	中	小項目	説明	チェック欄	詳細
1	基本属性	1) 基本属性 ¹⁾ を把握しているか。	①子どもの名前、生年月日、年齢（月齢）、性別を正確に把握し記録、整理、管理しているか。		書面調査において決められた書式がある。
					収集された情報が、記録され、職員が活用しやすいように整理、管理している。
2	観察所見	1) 身体状態を把握しているか。	①入所（園）時における子どもの出生の状況、発育歴、既往症、身体状態、疾病、感染症、平熱など子どもに関する情報を収集し記録、整理、管理されているか。 ②登園時および保育中に、身体状態、疾病、感染症、顔色、外傷、体温等の情報収集と観察を行っているか。 ③子どもの健康支援として、個別の配慮を行っているか。		入所（園）前に説明会等、個別に子どもの状態等を聞き取り、共有しあう機会がある。
					入所（園）時に健康診断調査票が整備されており、調査項目 ²⁾ について嘱託医の指導や行政により定められたものである。
					母子健康手帳を参考に、出生前（妊娠中）の状態とその後発育・発達状態や既往症、予防接種、アレルギー、定期健診等の情報を把握するとともに、その記録を整理、管理している。
					登園時に保護者から直接子どもの健康状態や家庭での様子を収集している。 口頭、書面（連絡帳等）
					登園時に子どもの身体に直接触れたり、顔貌を観察し、検温が必要な時には行っている。
					観察は登園時に限ることなく一日を通して異常の有無を個別に確認できるような形式を作成し、観察時間と記録者がわかるようにしている。
		2) 発育の状態を把握しているか。	①行政により定められた規定に基づき、適切な健康診断、乳児健診、蛭虫検査等を行い、保健計画や個別支援計画に活かしているか。		身体測定・健康診断、歯科検診、ぎょう虫検査等の実施をし記録、管理している。
					身体発育評価 ⁹⁾ を実施し記録、管理している。
					健診の際に嘱託医から全員の乳幼児一人一人の診断の結果に基づく保育において必要に応じて指導がある。
					嘱託医と協力し、健康診断や予防接種の勧奨を行っている。
		3) 発達の状態を把握しているか。	①子どもの発達を定期的に評価し日常保育に活かしているか。 ②発達の状況を保護者と共有しているか。		子どもの発達の基準を定めている。園内で統一された個別の発達評価表がある。
					発達の記録は年齢（月齢）に合わせた頻度で行い、個別支援計画作成に活かしている。
					連絡帳などで、保護者にその日の子どもの様子を必ず伝えている。
		4) 生活習慣の状態を把握しているか。	①入所（園）時に子どもの生活習慣（睡眠、排泄、衣服の着脱の状態、入浴・シャワー浴の状態、食事）、遊び等に関する情報収集をしているか。 ②登園時に家庭での様子を把握しているか。 ③保育時に子どもの健康状態を把握し記録しているか。		入所（園）前に個別に子どもの状況等を聞きとれる機会を作っている。
	書面調査において決められた書式がある。				
	収集された情報を記録し、職員が活用しやすいように整理、管理している ¹⁰⁾ 。				
	登園時、自宅での食事、排泄、睡眠、遊び等の状況を保護者から直接情報収集している。				
5) 対人関係の状態を把握しているか。	①入所（園）時における子どもと保護者との愛着関係を把握しているか。 ②入所（園）時における友達とかかわり方を把握しているか。		親子の愛着関係、保護者の子どもへのかかわり方を観察 ¹¹⁾ し、記録しているか。		
			同世代の友達とかかわる機会や頻度、かかわり方を聞き取り、記録し、入所（園）後の支援に役立てている。		
6) 保育歴を把握しているか。	①入所（園）前の面接時に保育歴について把握しているか。		保育所・幼稚園・乳児院・児童福祉施設、一時預かりの利用理由と時期、またその時の子どもの状態を把握し記録している。		
7) 子どもの特性を把握しているか。	①発達の傾向や気になる行動 ¹²⁾ の状況を把握しているか。		年（月）齢に相応でない発達や子ども自身の気になる行動、癖 ¹³⁾ （指しゃぶり、爪かみ、吃音、チック、頻尿、抜毛等）の状況を把握し、個別支援を行っている（個別支援計画の策定等）。		
3	権利擁護	1) 子ども自身の権利が守られているか。 ①不適切な養育 ¹⁴⁾ や虐待 ¹⁵⁾ （身体的 ¹⁶⁾ ・性的 ¹⁷⁾ ・心理的 ¹⁸⁾ ・ネグレクト ¹⁹⁾ ）がされていないか把握しているか。 ②子どもの最善の利益の観点に立ち、自己肯定感を育てているか。		虐待や不適切な養育について早期発見、早期対応を徹底しており、必要に応じて専門機関と連携をとっている。	
				子どものサイン ²⁰⁾ を把握し、虐待が疑われる際の対応のマニュアル化がされている。	
				常に「子どもの最善の利益」の観点に立ち、子どもの権利を擁護している。	
			多様性（ジェンダー、人種、文化、宗教等）に対する配慮を行っている。		

II. 家族の全体像を捉える

大	中	小項目	説明	チェック欄	詳細
1	基本属性	1) 家族の全体像を捉える時の基本的な面接技法を知り、相談を実施しているか。	①面接・相談の場所や時間に配慮 ¹⁾ しているか。 ②受容 ²⁾ ・共感 ³⁾ ・傾聴 ⁴⁾ ・非審判的態度 ⁵⁾ に配慮しているか。		プライバシーが守られる個室で相談・面接を実施している。
					保護者の時間に合わせた面接時間を配慮している。
					相談が出来る機会が日常的にあることを保護者等へ周知し、対応している。
					相談内容は必ず記録に残し管理している。
2) 基本属性を把握しているか。	①家族の氏名、性別、生年月日（年齢）、住所、家族構成、同居の有無について把握しているか。		基本属性（氏名、性別、生年月日、家族構成、住所、緊急連絡先）を記録し管理している。		
			保護者の就労状況（勤務先、勤務時間、連絡先）を記録し管理している。		
			保護者以外の送迎がある場合、その方の住所、緊急連絡先を記録し管理している。		

2	家族理解	家族構成	1) 家族の問題やニーズを把握しているか。	①相談年月日、保護者の相談理由、主訴 ⁶ について把握しているか。	子育てに関する保護者の意向や問題が生じてからの経緯 ⁷ を記録し管理している。
			2) 家族歴を把握しているか。	①家族の生活歴 ⁸ について、必要に応じて記録しているか。	生活歴を必要に応じて記録し管理している。
			3) 家族の育児力を把握しているか。	①育児の協力状況（家庭内での役割）について把握しているか。 ②子どもへの接し方 ⁹ について、把握しているか。	家族ぐるみで育児の協力が出来ているのか ⁹ を必要に応じて把握し、記録している。 子どもへの接し方について日常的に把握し、必要に応じて記録し管理している。
2	家族理解	家族支援	1) 保護者との相互理解を図っているか。	①保育に対する相互理解を心がけているか。 ②信頼関係の構築を図っているか。	保育に対する保護者の意向を受け止めつつ、保育に対する理念、方針、方法について、入所（園）前の見学時、入所（園）時、日々の対話や連絡、行事などの機会をとらえ、保護者が理解しやすいように伝えている。 子どもに関する情報の交換を細やかに行い、保護者とともに子どもへの愛情や成長の喜びを共感する。また保護者のおかれている状況やその思いを受け止め理解を示すことや保護者が保育の意図を理解できるように説明する機会を提供する。保護者に疑問や要望がある場合は、対話を通して誠実に対応することなど保護者との信頼関係の構築を日々行っている。
			②保護者が参加する行事に配慮をしているか。	懇談会やイベント、運動会など、アンケートを取るなどして、保護者の参加しやすい日程・時間帯を考慮して設定している。	
			③保護者の自主的活動の支援を図っているか。	保護者会、その他の保護者の自主的活動について、保護者同士の交流を促し、子育てを支え合う視点からの支援を行っている。	
			④育児に対する指導、援助を行っているか。	保護者の育児観を受け止めながら、子どもの気持ちや行動の理解の仕方、成長の姿等、専門性を発揮し、具体的なアドバイスを行っている。 （例：食事や排泄、着脱の援助の仕方、感情の受け止め方）	
3	権利擁護	1) 家族が子どもの権利を守っているか。	①生命の保護、健全育成を含む「最善の利益」の保障、虐待の回避、年齢に応じた意向の尊重、不当に保護者から分離されない権利を守っているか。	子どもに対する不適切なかかわり（虐待）が行われていないか把握している。 常に「子どもの最善の利益」の観点に立ち、子どもの権利を擁護している。	
		2) 子どもの最善の利益を優先させた家族の権利 ¹¹ を守っているか。	①家族が持つべき権利を守っているか。	知る権利（情報アクセス権）、意見表明権、自己決定権への支援保障、サービス受給権、不当に拘束されない権利、プライバシーの保護、個人としての人格の尊重、財産保護、差別をされない権利を守っているか。	

III 子どもを取り巻く望ましい環境

大	中	小項目	説明	チェック欄	詳細
1	基本的な保育空間	1) 適切な保育空間を確保しているか。	①衛生的で安全な保育環境（室内・室外）であるか。		おむつ交換台、便所、手洗い場が衛生的に保たれているか。清掃、消毒が行き届き、細菌汚染防止が徹底されている。（園内のきめごとやマニュアル、記録がある）
			②日常のケアや生活のために使いやすい空間や家具の工夫をしているか。		子どもに合ったサイズの家具が使いやすいと配置されている。身長に応じて、台などにより高さの調整できる椅子を使う ¹ 。
			③室温・湿度などの快適性への配慮がされているか。		換気をし、外気温との差がありすぎないように空調をする ² 。
			④生活に適した明るさであるか。		朝、昼間の保育時間、昼寝の時間、延長保育時間 ³ や保育形態、場所より適した照明を配慮している。
			⑤音に対する配慮があるか。		音や声の大きさに配慮し、場面に応じた静かな時間があるか。
			⑥安心してくつろげる空間（場、時間）があるか。		リラックスできる場があるか。好きな時に休息できる時間があるか。
	安全	2) 子どもの生活や学びに応じた保育空間があるか。	①多様性を受容する環境があるか。		多様なジェンダー、人種、年齢、能力、文化に触れる教材や保育内容がある
			②食事ができる空間を工夫しているか。		子どもが自分で食事ができる環境があるか（幼児：自分で食事の準備や片づけを行う環境があるか）
			③特別な配慮（援助）が必要な子どもや保護者にとって生活しやすい環境か。		バリアフリーを意識した構造や車いすで出入りできる出入口、便所があるか。 特別支援が必要な場合、その特性に応じて環境を工夫しているか（目印・カード等）。
			④子どもの発達や興味、要求に応じた環境を整えているか。		①粗大運動②微細運動③造形④音楽⑤積み木⑥絵本⑦ごっこ、役割⑧科学⑨数⑩言語・文字⑪砂、水⑫休息等
			⑤安全に配慮しているか。		①玩具、遊具について安全性 ¹⁴ を確認しているか。 ②子どもが出かける場所・道路・公園や施設の設備の安全を確保しているか。
			⑥定期的な避難訓練を実施しているか。		定期的に消毒を行ったり点検を行い、常に安全な玩具、遊具を提供している。
保育環境	3) 安全対策 ⁶ があるか。	①安全管理、危機管理マニュアルを整備しているか。		災害、不審者、急病、事故、伝染病感染等、緊急時に対応するためのマニュアルを整備し、定期的に職員間で確認をしているか。それを保護者に知らせているか。	
		②保護者と緊急時の連絡手段・連絡網などを確認・徹底しているか。		確実な連絡方法（自宅・携帯・メール・掲示等）、連絡先（保護者・親戚・友人・勤務先等）を定期的に確認し、記録、保管しているか。	
		③来訪者を確認できる（不審者侵入防止）システムがあるか。		保護者証、カードの利用、インターホンなどで訪問者全員の確認ができるようにしているか ⁷ 。	
		④防犯ビデオ・防犯ベルを設置しているか。なるべくなら警備会社等と連携しているか。		警備会社との契約（直通回線がある）、警察への直通の通報装置があることが望ましい。	
		⑤防災対策について確認・実施しているか。		前項①②を参照に、どのように対策を立て、保護者や諸機関と連携するのか明確にしている。	
		⑥定期的な避難訓練を実施しているか。		定期的避難訓練（火災・地震・不審者等）を行い、職員の行動、子どもの避難方法を随時点検見直しを行っている。またいつも同じ時間ではなく、いろんな時間を想定して訓練を行っている。	
保育内容	1) 月齢・年齢・特性に応じた保育内容を整備しているか。	①安全教育が指導計画に位置付けられているか。		安全に遊ぶことや危険なことをしないこと（乳児から）、危険を回避する方法。危険にあったときの対処方法（大声をあげる・とかくく人のいる所へ逃げる・そのときの注意点など）を教えているか。（幼児）	
		②保育全般に関わる事項について配慮しているか。		自園の目指す保育に向けた保育課程・教育課程をもとに、指導計画（年・期・月・週・日）があり、それに沿った保育を行っているか。 子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもへの気持ちを受け止め、援助している。 子どもの健康は、生理的、身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもたらされることに留意している。 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助している。	
		③乳児保育に関わる事項について配慮しているか。		子どもの入所（園）時の保育に当たっては、できるだけ個別に対応し、子どもが安定感を待て、次第に保育所の生活になじんでいくようにするとともに、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないよう配慮している。 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう配慮している。 子どもの性別や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮している。	
		④一人一人の発達や興味や健康状態についての適切な判断に基づき保健的に対応を行っているか。		一人一人の発達及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づき保健的に対応を行っている。	
		⑤一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が応答的に関わっているか。		一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が応答的に関わっている。	
		⑥乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、健康及び安全事項を踏まえ、適切に対応している。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図っているか。		乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、健康及び安全事項を踏まえ、適切に対応している。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図っている。	

1	保育環境	1) 月齢・年齢・特性に応じた保育内容を整備しているか。	③乳児保育に関わる事項について配慮しているか。	<p>保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者への支援に努めている。</p> <p>担当の保育士が替わる場合には、子どものそれまでの経験や発達過程に留意し、職員間で協力して対応している。</p> <p>個別指導計画を作成し、子どもの成長発達を見極め、計画的に保育を行い評価反省をしている。</p>		
			④3歳未満児に関わる事項について配慮しているか。	<p>体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を行っている。</p> <p>食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなど、生活に必要な基本的な習慣については、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。</p> <p>探索活動が十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れている。</p> <p>子どもの自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めるとともに、保育士等が仲立ちとなって、友達との関係や友達との関わり方を丁寧に伝えている。</p> <p>情緒の安定を図りながら、子どもの自発的な活動を促している。</p> <p>担当の保育士が替わる場合には、子どものそれまでの経験や発達過程に留意し、職員間で協力して対応している。</p>		
			⑤3歳以上児に関わる事項について配慮しているか。	<p>生活に必要な基本的な習慣や態度を身に付けることの大切さを理解し、適切な行動を選択できるよう配慮している。</p> <p>子どもの情緒が安定し、自己を十分に発揮して活動することを通して、やり遂げる喜びや自信を持つことができるように配慮している。</p> <p>様々な遊びの中で、全身を動かして意欲的に活動することにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、子どもの興味や関心が戸外にも向くようにしている。</p> <p>けんかなど葛藤を経験しながら次第に相手の気持ちを理解し、相互に必要な存在であることを実感できるよう配慮している。</p> <p>生活や遊びを通して、決まりがあることの大切さに気づき、自ら判断して行動できるよう配慮している。</p> <p>自然との触れ合いにより、子どもの豊かな感性や認識力、思考力及び表現力が培われることを踏まえ、自然との関わりを深めることができるように工夫している。</p> <p>自分の気持ちや経験を自分なりの言葉で表現することの大切さに留意し、子どもの話しかけに応じるよう心がけること。また、子どもが仲間と伝え合ったり、話し合うことの楽しさが味わえるようにしている。</p> <p>感じたことや思ったこと、想像したことなどを、様々な方法で創意工夫を凝らして自由に表現できるよう、保育に必要な素材や用具を始め、様々な環境の設定に留意している。</p> <p>保育所の保育が、小学校以降の生活や学習の基礎の育成につながることに留意し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにしている。</p>		
			⑥特別支援が必要な子どもに関わる事項について配慮しているか。	特別支援を必要とする子どもの発達、行動の特徴を経年的に把握し、必要な配慮について職員間や他機関の専門職、保護者と共有し、日々の保育の中で実践している。		
			⑦日課の中に集中して活動する時間とリラックスして過ごす時間 ⁶⁾ を組み入れているか。	戸外遊び、室内遊びがあり、子どもが遊びを選ぶ ⁷⁾ 環境を用意している。		
			⑧季節感や地域の行事などを大切にされた保育内容に配慮しているか。	季節感や地域の行事を保育内容に取り入れている。		
			⑨発達や興味に応じた保育環境が整備されているか。	自分で好きなように遊ぶことができるコーナー（センター・ゾーン）や十分な玩具が準備されている。		
			2) 食事に配慮しているか（食育）。	①食育計画を作成し、食育を行っているか。	<p>目指す食育のねらいについて保育専門職間（栄養士・調理師・保育者）が共有しあひ食育を行っているか。</p> <p>望ましい食事のマナーが身に着くための配慮や、好き嫌いの対応等、個別への配慮を保護者と共通認識で行っているか。</p> <p>食事の形態（バイキング方式や配膳方法の工夫等）、環境整備（テーブルクロスや卓上の花等）の工夫を行い、食事を楽しむ、会話を楽しむ、和やかな雰囲気⁸⁾を大切にしているか。</p> <p>什器（食器）の安全性（子どもにとっての使いやすさ、割れやすさ、環境ホルモンなど）に配慮した物⁹⁾を用意し、子どもが自分で食事しやすいサイズ、重さ、形の食器を使っているか。</p> <p>食に対する興味、関心を持ったり、食を与えられることのありがたさを感じる活動を行っている（栽培、収穫、調理等食育活動）</p>	
				②食物アレルギーを持つ子どもへの対応は保護者の意向を伺いながら医師の診断のもとに行っているか。	医師の診断によって行う。反応する素材・症状・調理方法・その期間など、診断に応じて保護者と協議し対応していく（施設長・保育者・調理担当者）。そのための書式が整備され、記録、保管している。	
			3) 就学への準備をしているか。	①年長児では、就学のためのリズムを整えていくように、保護者と連携しながら工夫しているか。	所（園）の保育が、小学校以降の生活や学習の基礎の育成につながることに留意し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにしている。	
		相互的関わり	1) 子ども同士のかわりを大切にしているか。	①子ども同士のやりとりを見守っているか。	<p>常に子どもの思いを受け止め、けんかやトラブルではお互いの気持ちを代弁する。友達との関係に気づくことができるように関わるとともに、年齢に応じた約束やきめごとが決められている。</p> <p>子どもが人との関係の持ち方や気持ち（思いやり）が理解できるように、日ごろから心がけている（人とのかわりがテーマの物語、人形、こっこあそびをする機会がある）。</p>	
			2) 子どもと保育専門職のかわりを大切にしているか。	①子ども集団を適切に見守っているか。	<p>年齢や能力、子ども同士の関係性や集団の中での位置を配慮し、一人一人の子どもに対して注意を払い援助している。一人一人のよいところを日常的にみつめあうことができるクラス作りを心がける。</p> <p>②保育専門職は暖かいまなざしで子ども関わり、子どもとの関係を育んでいるか。</p> <p>毎日子どもと笑顔で接し愛情表現を（例：言葉かけ、スキンシップなど）を行っている。</p> <p>望ましくない行動であっても、子どもの気持ちを受容し、前向きにかかわることができる。</p>	
		2	保育の人的環境	1) 自身が専門職としての資質向上にむけ研鑽しているか。	①保育専門職に求められる専門性と人間性を理解しているか。	<p>子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うために、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育者としての職務及び責任の理解と自覚が大切であると常に感じている。</p> <p>一人一人の職員が備えるべき知識・技術や判断及び人間性は、時間や場所、対象を限定して発達されるものではなく、日頃の保育における言動のすべてを通して表出するものであると自覚している。</p> <p>ブライバシーの保護や子どもの立場に立ってそのニーズを代弁することなど、職員が持つべき倫理性の具体的な内容について理解している。</p>
					②職員間の共通理解と協働性が大切であると理解しているか。	<p>職員がお互いに協働し、職員全体の一員としての役割をしっかりと担っていくことが大切であると理解している。</p> <p>自園で掲げている理念や方針について、職員全員が共通認識を持っている。</p> <p>職員間での密な連携による保育を実践するためには、どのような保育を行うのか、その内容全体を自身がよく理解し、職員全員が共通理解している。</p> <p>子どもの保育及び保護者支援は、保育所の方針のもとに組織される職務分担やクラス担任配置等によって計画的、組織的に実施されることから、職員同士がそれぞれの職務内容についてよく理解し合うことが必要であると理解している。</p> <p>取り組み内容により、会議を構成する。クラス担任同士・クラス代表者会議・専門職会議・給食会議・所内（園内）研究会など¹⁰⁾。</p>
					③保育を喜びや意欲を持って取り組んでいるか。	職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って保育に当たることが大切であると理解している。

2	専門職の資質向上	2) 施設長の責務を果たしているか。	①施設長の責務とその専門性の向上が大切であると理解しているか。	所(園)の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、所(園)を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めなければならないと理解している。
		3) 専門職の専門性に関する自己評価を行うシステムがあるか。	①職員自己評価と所(園)自己評価との連動による保育の改善を図っているか。	保育の計画及び評価、保育専門職等の自己評価、及び所(園)の自己評価等を踏まえ、職員が所(園)の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制を作っている。 職員及び所(園)の課題を踏まえた所(園)内外の研修を体系的、計画的に実施するとともに、職員の自己研鑽に対する援助や助言に努めている。 職員の保育に対する自己評価に基づく園の自己評価について、定期的に評価する体制がある。 それぞれの自己評価をしたものを分析、改善するシステムがある。 園の自己評価結果を保護者や地域社会に対し役割や社会的責任を果たすために公表を行っている。
		4) 専門性を高めるための体制や研修や自己研鑽の機会があるか。	①専門性を高めるための研修や自己研鑽の機会があるか。	施設長のリーダーシップのもと、保育の質について定期的、継続的に検討を行い、課題を把握し、改善のために具体的に打ち組めるような体制を構築している。 職場内研修(OJT)、職場外研修(Off-JT)、自己啓発支援(SDS)の体制があり、講義、演習、質疑応答、グループ討議、ワークショップ、研究発表、事例検討、読書会、共同研究などの研修する機会がある。
		1) 情報を適切に管理しているか。	①記録報告の書式があり、適に保管し整理されているか。 ②情報の管理は、適切な保管場所と保管方法であるか。	会議報告・研修報告・相談事例・個人記録・事故報告等に必要書式を統一し、取り扱い方が決まっている。 個人情報を含む情報の管理は徹底されている。
2	保育体制	2) 苦情・要望に対して迅速に対応しているか。	①苦情・要望等に迅速に対応できるシステムがあるか。	苦情解決に対する規定やマニュアルを策定し、受付窓口や対応責任者、第三者委員などを設け、迅速に解決できる体制がある。 苦情や要望に対しての回答を適切な方法で、保護者等に公表している。
		3) 客観的評価の場があるか。	①第三者評価 ¹⁹ の導入があるか。	アンケート等の方法で広く利用者等から要望や意見を聞く機会を設けており、その公表を行っている。 第三者評価を実施し、客観的な立場から園のサービス評価を行い、改善を行う機会を設けている。

IV. 関係機関¹との連携を強化する

大	中	小項目	説明	チェック欄	詳細
1	ネットワーク作り	1) 子どもと保護者主体の連携を大切にしているか。	①子どもと保護者のニーズ ² を把握しているか。 ②子育てへの共感を徹底しているか。		子どもの特性に応じ、専門機関(専門職)と連携することができる体制を整えている。(健康支援・発達支援等) 保護者のニーズに応じ、専門機関(専門職)と連携することができる体制を整えている。(健康支援・育児支援・生活支援・就労支援等) 精神的な支援、相互信頼と親和の関係(ラポール) ³ の構築を心がけている
		2) 専門職(チーム構成員)としての姿勢を理解しているか。	①専門性を活かした連携を心がけているか。		各専門職 ⁴ の役割を詳しく認識し、どのような支援や連携が出来るかを理解している。お互いの限界を知り、その上で役割分担を行っている。 緊急時(急病・事故・事件・火災・地震等)の協力可能な関係機関との連携に努めている。
		3) 柔軟な連携を行っているか。	①こまめな連携を心がけ、形式上の連携に終わらないよう心がけているか。		関係機関や地域に自園の状況や業務内容について説明をし、いつでも連携できるよう説明を行っている。 他機関からの問い合わせ、連絡に対して担当者を決め、継続して担当する体制がある。担当者がいない場合のため、補助の担当者がいて、いつでも対応する事ができる。 連携手段として、定期的 ⁷ な会議 ⁸ の他に、日頃から電話、FAX、インターネットを利用した連絡の方法がある。
		4) 子育て支援の拠点を心がけているか。	①地域における子育て支援を行っているか。 ②地域の問題発生予防と早期対応を行っているか。		身近な地域(校区等)レベルの身近な連携拠点となっている(育児相談・電話相談・施設、設備の解放、園庭解放・体験保育、児童ふれあい交流事業、保育体験、教育センター等)。 (会議の場、各種サークル活動、広報活動、ホームページ等の利用) 虐待防止や対応の取り組みがあり、要保護児童対策地域協議会との連携に努めている。
		5) 小学校との連携を心がけているか。	①小学校との連携を行っているか。		円滑な接続のため幼児と児童の交流、小学校教師との意見交換、情報交換を行う機会がある。 保育所児童保育記録、幼稚園教育記録等、就学時に小学校へ送付している。
		6) 地域との連携を心がけているか。	①地域との連携を行っているか。		地域の支援者(ボランティア)の受け入れや、協力体制がある。園行事への参加、日常保育への参加交流の機会がある。 日頃から地域の会合、活動に参加することで、地域の人のつながりを持つようになっている。
2	チーム体制	1) 情報の共有を行っているか。	①連携に必要な情報を専門職同士で共有するための工夫をしているか。		関係機関との共通理解(専門用語の定義、語句の表現、項目等)できる書式がある。 定期的に専門職間で情報交換できる機会や場がある。
		2) 利用者の自己決定 ⁹ の促しがあるか。	①利用者の意思を尊重し、連携に関しての十分な説明を行っているか。 ②利用者が自己決定できるように配慮しているか。		事前説明により、利用者の合意を得ている。(専門用語は極力さげ、利用者に分かりやすい言葉で内容を説明する) 随時話し合いの機会を持ち、意思の確認を行い、希望、価値観を把握している。 話し合いの設定は参加しやすい時間を設定し、利用者の地域性 ¹⁰ 、利便性 ¹¹ を考えた支援を心がける。 支援内容や方法を利用者自身が選び決定できるように促している。また、必要に応じて、選択や意思決定に必要な情報を提供している。
		1) 連携及び支援の評価を定期的に行い、必要があれば見直し、改善が行われているか。	①子どもと家族の変化を把握しているか。 ②個別性への配慮 ¹² を行っているか。 ③フィードバック ¹³ を実施しているか。		サービス利用によって子どもと家族にどのような変化が見られたかを把握し、次の支援に結びつけることができるか。 子どもと家族の個々の状況に応じた支援であったかの評価を行っているか。 利用者の状況 ¹⁴ を定期的、随時確認 ¹⁵ 、必要に応じて支援の見直しを行っているか。
2	権利擁護	1) 利用者の利益、権利に配慮した対応を行っているか。	①各機関の専門職が子どもと家族の利益、権利を守るための配慮を行っているか。		子どもと家族が持つ権利について分かりやすく説明を行っている。 子どもや家族の権利と人権保障のために迅速な連携を図っている ¹⁶ 。 他機関の専門職や、地域、行政に対して利用者の思いやニーズを代弁 ¹⁷ している。
		2) 専門職の人権に対する意識の向上を図っているか。	①子どもと家族の権利、権利擁護に対する勉強会の開催、人権意識について周知、徹底をはかっているか。		権利擁護に関する外部研修への参加をし、研修報告書が閲覧できたり、園内研修等で職員に伝える機会がある。研修参加に対する勤務上の配慮がある ¹⁸ 。 子どもの権利保障 ¹⁹ について園内研修を行い、利用者の権利を考え、常に利用者に対して敬意をはらった言動を心がけている。
		3) プライバシーへの配慮を徹底しているか。	①守秘義務 ²⁰ の徹底が図られているか。 ②個人情報の保護のための情報管理が徹底されているか。		援助の段階で知り得た利用者の情報について適切に管理し、情報を共有化しなければならない場合は、利用者事前に説明し、同意を得ている。 決められた場所の保管、管理者を決める。施錠をし、園外への持ち出しは禁止されている・会議等で必要な場合はルール ²¹ に基づき取り扱われる。

資料2 保育環境チェックリスト解説書

<記入の仕方>

各項目について、下記の数字のうち該当するものを「確認欄」に記入する。

1. 実施なし
2. ほぼ実施
3. 今後実施予定

<註の説明>

I 子どもの全体像を捉える

*1 基本属性とは、児童名、住所、生年月日、年齢、性別、保護者氏名、連絡先、入園保育園名、保育実施期間をさす。

*2 調査項目とは以下に示したものを言う。

1. 身体状況

- ① 身長・体重
- ② 頭囲・胸囲
- ③ 乳児期の栄養状態
- ④ 脊柱・胸郭・四肢・骨・関節・不随運動・筋緊張・深部腱反射・視力・色覚・聴力の異常の有無

2. 疾病

- ① 耳鼻咽喉頭・・・耳疾患の有無、鼻・鼻腔疾患の有無、口腔咽喉頭疾患の有無
- ② 皮膚・伝染性皮膚疾患の有無、湿疹の有無、アレルギー疾患の有無
- ③ 歯、口腔・・・乳歯、永久歯、う歯・歯周疾患の有無
- ④ 心臓・・・心臓疾患の有無、心臓の異常の有無
- ⑤ 尿・・・腎臓疾患の有無、糖尿病の有無
- ⑥ 呼吸器・循環器・消化器・神経系の異常の有無
- ⑦ 先天性疾患の有無

3. 感染症

- ① 今までにかかっている感染症の確認
- ② 予防接種の状況の把握

4. 平熱の把握

収集された情報が、記録され、職員が活用しやすいように整理されている。

【出典：保育保健の基礎知識】

*3 出生前、出生時の状況とは以下のことを把握する。

- ① 出生体重
- ② 出生身長
- ③ 出生胸囲
- ④ 出生頭囲
- ⑤ 出生順位
- ⑥ 妊娠期間
- ⑦ 胎児数
- ⑧ 分娩方法
- ⑨ 出生時の特記すべき事項（アプガースコアなど）
- ⑩ 先天異常
- ⑪ 先天性代謝異常検査の結果
- ⑫ 出生場所
- ⑬ 妊娠中の異常
- ⑭ 妊娠中の喫煙
- ⑮ 妊娠中の飲酒
- ⑯ 妊娠中の定期検診の状況
- ⑰ 母親学級の受講状況

【出典：保育保健の基礎知識】

*4 発育の様子は以下のことを把握する。

- ①健診での指導の有無 ②健診での経過観察の有無
- ③頸が座る時期 ④寝返り時期
- ⑤お座り時期 ⑥這い這い時期
- ⑦発歩時期 ⑧転ばないで上手に歩く（歩行が安定する時期）

【出典：保育保健の基礎知識】

*5 既往症については以下のことを把握する。

- ①既往の有無 てんかん、熱性痙攣、筋疾患、アレルギー等
- ②入院歴 ③手術歴 ④定期受診歴 ⑤定期服用歴 ⑥大きな事故・けが歴
- ⑦麻疹 ⑧風疹 ⑨水痘 ⑩流行性耳下腺炎 ⑪肺炎
- ⑫その他の伝染病：りんご病、手足口病、突発性発疹症、その他

【出典：保育保健の基礎知識】

*6 予防接種については以下のことを把握する。

- ①HBワクチン
- ②BCGワクチン
- ③ポリオワクチン 1回目・2回目
- ④MRワクチン 第1期・第2期
 (麻疹ワクチン 第1期・第2期 風疹ワクチン 第1期・第2期)
- ⑤3種混合 1回目・2回目・3回目・追加
- ⑥日本脳炎 1回目・2回目・追加
- ⑦Hibワクチン 1回目・2回目・3回目・追加
- ⑧肺炎球菌 1回目・2回目・3回目・追加
- ⑨おたふくかぜワクチン
- ⑩水痘ワクチン
- ⑪インフルエンザワクチン

【出典：小児保健福祉学】

*7 定期健診の内容は以下に示した内容である。

- ①新生児期の発育歴

乳児健診は、異常を発見しやすい月齢を目安に実施される。乳児期には1か月、3～4か月、6～7か月、9～10か月に行われることが多い。

- ②1か月健診

1か月健診は、ほとんどは出生した産科施設ないし病院小児科で個別に行われている。1か月では栄養方法や体重増加が順調であるかどうか確認することがほとんどであるが、新生児期に見過ごされた疾患やこの時期に発見される心疾患を念頭に置いて対応する。疾患の発見は重要であるが、保護者の抱いた不安や疑問を解消して、特に親子関係をサポートすることが重要である。問診、身体計測、一般診察、ビタミンK投与、栄養相談など各施設の特徴を活かした健診が行われている。

③ 3～4 か月健診

多くの市町村(保健センターが中心)で最初を実施される健診が3～4か月健診である。問診、身体計測、一般診察が必ず行われ、他に栄養相談や保護者の交流の場として利用されるよう工夫されている。発達面ではほとんどの子どもで頸がすわる。笑顔、固視、追視もほとんどでき、ガラガラの音や両親の声に対する反応も出てくる。モロー反射などの原始反射の大部分は消失する。重症の脳障害をスクリーニングできる時期である。しかし周産期異常のあった子どもでも、一時的に症状が消失する時期でもあるのでなおもフォローが必要である。第1子では、保護者の育児全般に対す不安が訴えとなることが多く、リラックスして対応する。

④ 6～7 か月健診

個別健診が多い。問診票によるスクリーニング、身体計測、一般診察や栄養相談が主である。発達面では、寝返り、介助座位、物を手から手に持ち帰る、欲しい物に手を出すなどが観察点である。顔にかけた布を手で取り払うテストは精神発達をみるのによい検査である。食事面では、離乳食が始まっている時期である。

⑤ 9～10 か月健診

健診は6～7か月健診と同様で、個別健診が多い。発達面では、四つ這いの動作、つかまり立ちから伝え歩きの粗大運動、指先で小さな物をつまむ動作などの微細運動を観察する。子どもの視線を含めた行動観察が重要になる。

⑥ 12 か月健診

12か月は、発育や子育ての上で「お誕生日までに」という一つの目標地点になり、社会的に意義がある時点であると言える。健診の内容は、それまでと変わらないが、歯科保健を取り入れているところもある。運動発達の面では、伝え歩きや独り立ちが可能で、発達の早い子どもでは歩き始めている。精神発達の面では、周囲への関心が高まり、「バイバイ」「チョーダイ」に反応する。単語が出始める。

⑦ 1歳6か月健診

人間のもっとも基本的な機能である歩行と言語発達についてある程度の見極めができる重要な時期であり、この時期に歩行ができなければ何らかの問題を抱えている可能性が高く、また、意味のある言葉を全く話さなければ発達上やはり問題のある可能性がある。

⑧ 3歳児健診

3歳児は、身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期であることから、すべての3歳児に対し、一般・歯科健康診査及び精神発達の検査、食欲不振及び諸習癖の相談、指導、予防接種実施の有無の確認等、多角的な健診を行い、併せて肢体不自由、知的障害、視力又は聴力障害等の早期発見に努め、適切な指導を行う。

【出典：小児保健福祉学】

*8 対処方法の一例は以下のとおりである。

①微熱はあるが一般状態はよい場合

室内で静かに過ごせるようにする。

②下痢をしている場合

症状に応じて栄養士に相談し、食事内容に配慮する。

③感染症の疑いがある場合

軽々しく病名を口にせず、医師の診察を進める。医師の指示を受け、保護者との連絡を密にする。はっきりしない場合は、別室での保育等を考える。

④登園時から具合の悪い子を受け入れた場合

緊急の連絡先を確認し、連絡が取りにくい場合は保護者の方から連絡を入れてもらうようにする。医師や看護師の指示を受け、適切な配慮を行う。

【出典：小児保健福祉学一部改変】

*9 身体発育評価には以下の方法がある。

<パーセンタイル曲線>

各月齢ないし年齢別発育値は1950年以降、10年ごとに厚生労働省から乳幼児身体発育値として発表されている。これは、全国から抽出された乳幼児の測定値をもとにしたものである。1980年以降、相対的順位を表すパーセンタイル値をもって示されている。このようなパーセンタイル曲線は多くの留意点に配慮のうえ利用されなければならないが、その主な点を列記する。

① 3パーセンタイル未満及び97パーセンタイルを超えるものについては、一応「発育の偏り」と判定して総合的な精密検査の対象とする。10パーセンタイル未満及び90パーセンタイルを超えるものについては十分な経過観察を行う。

② 10パーセンタイルから90パーセンタイルまでの範囲のものについては、現実の発育曲線がパーセンタイル曲線のどの区分帯を通過するかに留意して、そのパターンを観察する必要がある。

③ 身長及び体重は、それぞれ別個のパーセンタイル曲線を利用するが、常に両者の関連を重視して評価しなければならない。

④ 実際の健康検査の頻度を考慮して、乳児、1歳児、2～5歳児と年齢区分幅を順次狭くしている。したがって、曲線の伸びの程度の判断には注意が必要である。

⑤ 2歳未満の乳幼児は仰臥位により2歳以上の幼児は立位により計測を実施しているため、2歳ちょうどの部分に段差があるので利用上留意する必要がある。

【出典：小児保健福祉学】

*10 調査項目や質問項目は、子どもを理解するのに必要な調査項目、質問項目を設定し、その情報を把握するとともに、その記録を整理、管理する必要がある。

*11 子どもと保護者との愛着関係、保護者の子どもへのかかわり方を観察する方法として、